

I 鹿屋市指定介護保険サービス事業者指導方針

1 令和3年度指導方針について

(1) 基本的な考え方

従来の国や県の方針を踏まえながら、サービス利用者主体の提供を目的としたサービスの質の向上を念頭に、前年度の方針や取組の継続及び一層の基準違反行為の未然防止に努める。特に、近年は実地検査（監査）により著しい運営基準違反や不正請求が判明した事案が複数発生したことから、適切なサービス提供と介護報酬の適正請求について全指定事業所に対し周知・指導を図ることにより、制度理解の向上と不正事案の再発防止に努める。併せて、法令遵守の意識向上、及び介護従業者の確保・定着に向けた取組みを進める。

また、介護保険法の基本理念のとおり、利用者の実情に応じ、自己決定による過不足の無いサービスが計画され、実施・評価されているか、一連のケアマネジメントプロセスをチェックし、自立支援・重度化防止に資するサービス体制を目指す。

(2) 集団指導

集団指導においては、全指定事業所を対象に、以下を主眼に置いて実施する。

- 介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- 介護報酬に係る過誤、不正防止の観点から適正な請求事務指導 など

(3) 実地指導

事業所の育成・支援を念頭において、法の大きな柱で政策上の重要な課題である「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「適正な介護報酬請求」等を踏まえて、関係書類を基に、実地に指導を行うこととする。

なお、今年度については地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況を確認しながら実施する予定である。

○重点指導事項

過年度に行った実地指導の結果や、介護保険事業所等の昨今の社会情勢等を考慮し、また、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」（令和元年5月29日付老健局通知）も踏まえ、特に指導の必要があると思われる下記事項を重点指導事項とする。

なお、指導の実施に当たっては、事業所に「自己点検シート」を事前に送付し、自己点検を求める。

(1) 人員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。 ・有資格者が行うべきサービスが無資格者により行われていないか。 ・資格期限は有効期間内であるか。
(2) 勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに従業者に勤務の体制を定めているか ・原則として、月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明確にしているか ・辞令（雇用契約書・労働条件通知書等の雇用を証する書類）が適切に発令されているか。 ・従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。

(3) サービス内容及び手續の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項（運営規程概要、利用料金等）について書面を交付して説明し、利用者の（書面による）同意が得られているか 個人情報取扱説明書について、利用者及び<u>家族</u>から<u>書面</u>同意が得られているか
(4) 適切なサービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護計画・個別サービス計画（ケアプラン）の作成に当たって、一連のケアマネジメントプロセスが適切に実施できているか。 <u>アセスメント・課題分析→ケアプラン（原案）の作成→サービス担当者会議→利用者への説明、同意取得、ケアプランの交付→サービスの提供→モニタリング・評価</u> 個別サービス計画は、居宅介護計画に基づいているか 本人や家族の役割、インフォーマルサービスを組み入れているか ケアプランは書面同意を得ているか <p>※書面同意について：(3)(4)共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意を得た書面（または電磁的記録）として確認できること 利用者の同意は本人名、本人署名が困難な場合は代筆者署名を併記 利用開始日までに徴する（やむを得ない理由等は支援経過記録へ記載）
(5) 非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策計画は、火災、震災に加え水害、土砂災害など地域の実情に応じたものとなっているか。 <p>※「災害に係る業務継続計画」の作成、研修・訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に避難、救出及びその他必要な訓練を行っているか。
(6) 感染症予防・衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ、0-157など感染症の発生・蔓延防止対策等 <p>※感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施</p> <p>※「感染症に係る業務継続計画」の作成と、研修・訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> レジオネラ症防止のための浴槽等の適切な衛生管理や食中毒防止
(7) 虐待防止・身体拘束廃止	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止・身体拘束廃止への取り組みがなされているか。 サービスの提供に当たって、入所者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者等の行動を制限する行為を行っていないか。 <p>※虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等</p> <p>※身体拘束廃止委員会等の設置、改善計画の作成等（施設系）</p>
(8) 事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 介護事故の発生・再発・未然防止のため、 <ul style="list-style-type: none"> ①事故発生時の対応等の指針を整備 ②事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制整備 ③事故防止のための委員会、従業者への研修を定期的に実施 ④ヒヤリハットの報告・記録・分析体制 等の措置が講じられているか。
(9) 介護報酬の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬算定に関する告示等を適切に理解した上で、算定基準等に従って介護報酬の請求が適正に行われているか。 <p>※ 特に、介護報酬の加算・減算規定が設けられている事項に関しては、過誤請求が散見されるので、その基準要件（サービス提供等の記録、人員・勤務要件、利用者の要件等）を満たしているかどうか</p>

(10) 介護人材の確保及び サービスの質の向上 のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員処遇改善加算等の算定の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・給与改善やキャリアパス（昇進・研修体系等）の確立 ・資質向上を図るための研修の実施 ・職員への制度説明・理解 ○ハラスメント対策や、介護職場の改善（雇用管理改善）の取組 ○苦情受付・処理体制の整備
------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※四角囲い内は、R3 制度改正に伴うもの（一部経過措置あり）

(4) 実地検査（監査）

実地指導において、著しい運営基準違反が認められる場合、又は、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合に監査へ変更し実施する。

また、通報、苦情及び相談等の情報により、高齢者虐待など著しい運営基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施する。

(5) 県との連携

平成 18 年 4 月から市町村における県指定サービス事業者への立入権限が付与されたことに伴い、市と県の連携を図りながら効果的な指導・監査に努めることとする。

また、市指定サービス事業者についても、実地指導等を合同で実施することができるところから、必要に応じて県との連携に努めるものとする。

(6) 有料老人ホーム等の適正運営（指導指針）

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居者が、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の選択に基づき、自立支援や重度化防止に資する適切なサービスを提供されていることの確認を保険者は求められているため、施設や併設事業所に対し、以下により指導等を行う。

- ① 市は、施設入居者のサービス提供状況について、以下により把握を行う。
 - ・施設併設の市指定事業所に対する通常の実地指導
 - ・国保連の縦覧点検帳票や、市の認定・給付データ等の確認
 - ・介護支援専門員や利用者・家族からの情報提供・苦情など
- ② ①により確認が必要となった施設・サービス事業所や担当居宅介護支援事業所に対し、ケアプラン点検を実施するとともに、必要に応じて事業所の実地指導や、施設への任意調査を実施する。
- ③ ②により調査が必要となった施設に対し、鹿児島県と連携して立入検査などを行う。

2 法令遵守義務と人格尊重義務

【介護保険法第78条の4第8項】(居宅支援・予防支援も同様)

指定地域密着型サービス事業者は、要介護者的人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(1) 介護保険法（目的等）及び基準各サービス基本方針～基本原則の再確認を～

法第1条	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帶の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
法第2条 第3項	保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
密着基準 第3条の4 (法8条15号)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。
密着基準 第19条 (法8条17号)	地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
密着基準 第41条 (法8条18号)	認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
密着基準 第62条 (法8条19号)	小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。
密着基準 第89条 (法8条20号)	認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。

密着基準 第109条 (法8条21号)	地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、入居者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
密着基準 第130条 (法8条22号)	地域密着型介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。
支援基準 第1条の2 (法8条24号)	居宅介護支援の事業は、 1 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

(2) 行政指導・行政処分の種類

【介護保険法根拠条文】

- ・実地指導：第23条
- ・監査：第78条の7（密着）、第83条（居宅支援）
- ・勧告・命令：第78条の9（密着）、第83条の2（居宅支援）
- ・指定取消等：第78条の10（密着）、第84条（居宅支援）

種別	程度	内容等	実施手法	報酬返還
行政指導	口頭指導	基準違反に至る可能性のあるもの、改善点	実地指導 ・監査	過誤調整
	文書指摘	基準等の違反		
	改善勧告	重大な基準違反		返還命令
行政処分	改善命令	改善勧告に従わない場合（公表）	監査	返還命令＋ 加算金(4割)
	取消等	指定の取り消し、効力の全部または一部停止		

◎行政処分事由

次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

1	欠格事由該当
2	人員基準違反（従業者に関する基準・員数を満たすことができなくなったとき）
3	運営基準違反（基準に従って適正な運営をすることができなくなったとき）
4	人格尊重義務違反
5	不正請求
6	虚偽の報告・答弁、報告・答弁の拒否
7	不正手段による指定、指定条件違反
8	保健福祉関係法令違反（老人福祉法、高齢者虐待防止法など）
9	その他不正又は著しく不当な行為